

# 平成27年8月 川棚町議会臨時会会議録

(第1日目)

平成27年8月10日 月曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山口	栄	治
書記	小林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口	文	夫
副町長	山口	誠	実
教育長	古賀	信	雄
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住吉	克	己
企画財政課長	大川	豊	文
地域政策課長	野上	英	了
税務課長	中尾		剛
健康推進課長	成富	浩	樹
会計課長	三岳		昭
住民福祉課長	山中	美由	紀
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	太田	啓	寛
建設課長	照本	茂	法
ダム対策室長	福田	多	肥
水道課長	廣田	洋	一
教育次長	吉永	文	典
行政係長	荒木	俊	行

## 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第43号 工事請負契約の締結（三越漁港整備工事（片島防波堤  
その3））

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成27年8月川棚町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

**議 長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、毛利喜信議員及び堀田一徳議員を指名いたします。

**議 長** 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日1日限りと決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

( 1 0 : 0 1 )

**議 長** 次に、日程第3、議案第43号「工事請負契約の締結（三越漁港整備工事（片島防波堤その3））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 皆様おはようございます。本日ここに、平成27年川棚町議会8月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、連日暑い日が続いておりますが、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議案第43号「工事請負契約の締結（三越漁港整備工事（片島防波堤その3））」の提案理由をご説明申し上げます。

現在進めております三越漁港整備工事において、片島防波堤その3にかかる入札会を、去る7月29日、10社による指名競争入札で行った結果、佐

世保市天満町2番30号、門田建設株式会社、代表取締役門田治男が、8,197万2千円で落札決定いたしましたので、8月3日に工事請負契約の仮契約を締結したところでございます。

そこで、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約につきましては、川棚町条例の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、予定価格が5,000万円以上の工事の請負と規定されておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事概要につきましては、農林水産課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**農林水産課長** それでは、私の方から工事の概要について説明いたします。議案書の次のページからが参考資料となりますので、ご覧いただきたいと思っております。

工期につきましては、契約の日から平成28年2月28日までとしており、工事場所については、川棚町三越郷地先となります。

工事の概要といたしましては、記載のとおりでございますが、後ほど別添全体計画図の中で説明いたします。工事の目的としましては、三越漁港の安全、安心な港づくりを基本として、港内の静穏度の向上を図るため、片島地区への新設防波堤延長100mの建設を行うものでございます。次のページをご覧ください。

次の三越漁港平面図であります。建設位置を示しております。次のページをお開きください。これは全体計画図でございます。下段の断面図をご覧ください。

平成25年度にグレーの色の部分、既設地盤を深層混合処理という工法で固化する工事を行っております。26年度には、水深6m、薄い緑色の部分の基礎捨石を敷き並べ、ピンク色に見えるかと思っておりますけれども、底版方塊21個を製作し、据え付けるまでの工事を行っております。

今回契約する工事の内容といたしましては、赤色部分の底版方塊38個、直立消波ブロック113個、方塊11個の製作、据え付け、それに緑色部分の基礎捨石1,089.9m<sup>3</sup>を投入いたしまして、敷き並べることとなります。上段の平面図をご覧ください。

黄色部分の被覆石 2 4 6 . 4 m<sup>3</sup>を投入し、敷き並べる工事を行うものでございます。次のページには入札結果一覧表を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

簡単ですが、以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。

**1 3 番 村 井** 仮契約をされて、これから工事が進んでいくものと思われますけれども、この防波堤のちょうど始まり部分のところに、何件かの私有地がございます。現在、鉄条も張っておられるというところであって、地権者との話し合いもちゃんとしなければ、工事もスムーズにいかない場面もでてくるのではないかと心配をしております。そういったところの埋め合わせと言いますか、そのへんはどうなっているのでしょうか。ここはおそらく、工事が始まると、そこの部分を通らないとしにくいのかなと思ったりするものですから、お尋ねをいたします。

**農林水産課長** 村井議員の質問では、防波堤の付け根の部分に私有地があるということで、ご指摘でございます。実際、鉄条網とかも張ってあるのは事実でございます。地権者の方とはですね、以前より協議をしております。工事については個人の私有地には入らないということで工事を進める計画でございます。ただ、要求が私有地に入らないようにというようなことがありますので、先日も私有地に入らないような柵を農林水産課の方で設置したところでございます。今後も地権者の方達とは協議をしながら問題ないように進めていきたいと考えているところでございます。

**1 2 番 福 田** 今回、堤防が付けられるところの私有地という話が出ましたが、たぶんそのあたりに入ってくるんだらうと思いますが、付け根から片島の方の護岸、石垣部分が自然崩壊して、今後 1 0 0 m の堤防ができれば、波とかの影響で崩壊が進むのではないかと思います。そのへんの対策などはどうお考えでしょうか。

**農林水産課長** 福田議員のご指摘の通り、護岸が一部壊れているところがございます。この防波堤の付け根より、片島の先側と言いますか、裏の方が若干崩れているところがございます。そこについては、まだ今のところはですね、護岸を補修するというようなことは計画しておりませんが、今

後、港湾の延命措置のために現状の調査をするようにしております。その中でどのようになるのか、見守っているところでございますので、もう少しそのことについてはお時間をいただきたいと思っております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。

**1 番 山 口** 三越防波堤の3ですが、この工事は最終的には何年度を目指しているのかですね。そして、今回の建設費の負担割合が分かれば、併せてお答えをしていただきたい。

**農林水産課長** 三越漁港の整備については、平成28年度の完了といたしております。平成24年度から平成28年度までの計画でございます。しかしながら、予算の付き方が若干少ないということもありますので、もしかしたら延びるかもしれませんが、現在のところ28年度完了ということで進めております。

それから負担割合でございますけれども、農山村漁村地域整備交付金という交付金を使っております、負担率としては、国が50%、県が17.5%、合計67.5%が補助となっております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号「工事請負契約の締結（三越漁港整備工事（片島防波堤その3））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第43号「工事請負契約の締結（三越漁港整備工事（片島防波堤その3））」は、可決されました。

（10：15）

議 長 ここで、お諮りをいたします。本臨時会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、数字、その他整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、この整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものについては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成27年8月川棚町議会臨時会を閉会いたします。

（10：16）



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_